

平成18年(行コ)第119号 住基ネット受信義務確認等控訴事件

控訴人 杉並区

被控訴人 国, 東京都

意 見 書

平成18年7月6日

東京高等裁判所第10民事部ハ口1係 御中

被控訴人兩名指定代理人

被控訴人国指定代理人

被控訴人東京都指定代理人

被控訴人らは、控訴人の2006年6月2日付け「証拠申出書」における人証申請（以下「本件人証申請」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等は、答弁書の例による。

第1 結論

本件人証申請は、申請された証人の尋問の必要性を欠くものであるから、速やかに却下されるべきである。

第2 証人中島徹の尋問を実施する必要があること

- 1 原審における被告らの各準備書面及び当審における被控訴人らの答弁書で詳論したとおり、本件確認の訴え及び本件国賠請求は、いずれも法律上の争訟性を欠き却下されるべきものである。したがって、本案の審理をすべき必要はないから、証人中島徹を取り調べる必要はない。
- 2 仮に、本件国賠請求につき、本案の審理を行うとしても、本件については、平成16年8月24日付け訴状が提出されてから既に1年10か月が経過し、本案審理も十分に尽くされている上、控訴人の控訴理由書記載の主張も、おおむね原審の主張を繰り返すものにすぎず、これまでに提出された証拠によって十分判断し得る状況にあるといえることができるから、上記証人を取り調べる必要性は乏しい。
- 3 また、本件証人申請の立証趣旨をみても、プライバシーの権利（自己情報コントロール権）が憲法13条により保障されていること、OECD8原則の規範的意味、これらと住基ネットとの関係、住基法の合憲的限定解釈の在り方などといった事項は、いずれも裁判所の専権とされる法解釈にかかわる問題であって、あえて証人尋問をするまでの必要はないというべきであるし、この点をおくとしても、法律問題に関する法学者としての意見の表明は、意見書等の書面を提出すれば足りる。

- 4 結局、当審においては、いずれの観点からしても、本件人証申請に係る証人の尋問を実施すべき必要は認められないといわざるを得ない。
- 5 したがって、本件人証申請は速やかに却下されるべきであり、被控訴人らとしては、本件の審理の終結に向けた迅速な訴訟進行を図っていただくよう希望する次第である。